

## 犯罪被害者等に対する支援の内容

支援項目	内容	対象者
支援金の支給	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺族支援金（犯罪行為により市民が死亡した場合） 300,000円（1回限り。重傷病支援金の支給を受けた者が、その後死亡した場合は200,000円）</li> <li>・重傷病支援金（犯罪行為により市民が重傷病を負った場合） 100,000円（1回限り）</li> </ul> <p>※犯罪行為による死亡又は重傷病の発生を知った日から2年以内の申請に限る。</p>	<p>次のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①犯罪被害者（本人）（犯罪被害を受けたとき市民であったもの）</li> <li>②犯罪被害者の遺族（配偶者，子，父母，孫，祖父母及び兄弟姉妹）</li> </ul>
家事援助を行う者の派遣費用の助成	<p>上限2,500円／時間（犯罪被害の発生日から半年以内で25時間以内）</p> <p>次に掲げる家事援助に係る費用の助成を受けることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①調理</li> <li>②衣類の洗濯</li> <li>③住居の掃除・整理整頓</li> <li>④生活必需品の買い物</li> <li>⑤通院等の介助</li> <li>⑥その他必要な家事援助</li> </ul>	<p>次のいずれにも該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①市民であること。</li> <li>②犯罪被害者又は犯罪被害時に当該犯罪被害者と同居していた配偶者，扶養義務者若しくは遺族（配偶者及び扶養義務者を除く。）</li> </ul>
一時保育費用の助成	<p>上限4,800円／日（犯罪被害の発生日から半年以内で5日以内）</p> <p>次に掲げる場合に助成を受けることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①警察・司法関係の手續等による出頭・参加</li> <li>②弁護士との打ち合わせ</li> <li>③犯罪被害に伴う病院等への通院</li> <li>④その他市長が認める場合</li> </ul>	<p>次のいずれにも該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①市民であること。</li> <li>②扶養義務がある就学前の子がいること。</li> <li>③犯罪被害者又は犯罪被害時に当該犯罪被害者と同居していた配偶者，扶養義務者若しくは遺族（配偶者及び扶養義務者を除く。）</li> </ul>

家賃の助成	<p>家賃月額<math>\frac{1}{2}</math></p> <p>(上限35,000円/月, 転居してから半年以内)</p>	<p>次のいずれにも該当する者</p> <p>①市民であること。</p> <p>②犯罪被害者又は犯罪被害時に当該犯罪被害者と同居していた配偶者, 扶養義務者若しくは遺族(配偶者及び扶養義務者を除く。)</p> <p>③助成対象となる住居に居住する期間において, 犯罪被害者と同居する者</p> <p>④従前の住居に引き続き居住することが困難であると市長が認める者</p> <p>⑤新たな住居に入居し, 家賃等を負担する者</p>
転居費用の助成	<p>上限200,000円(1回限り)</p> <p>次に掲げる費用の助成を受けることができる。</p> <p>①転居に伴う引越し費用</p> <p>②市長が転居のために必要と認めるもの</p> <p>※犯罪被害の発生日から1年以内の申請に限る。</p>	<p>次のいずれにも該当する者</p> <p>①市民であること。</p> <p>②犯罪被害者又は犯罪被害時に当該犯罪被害者と同居していた配偶者, 扶養義務者若しくは遺族(配偶者及び扶養義務者を除く。)</p> <p>③助成対象となる住居に居住する期間において, 犯罪被害者と同居する者</p> <p>④従前の住居に引き続き居住することが困難であると市長が認める者</p> <p>⑤新たな住居に入居し, 転居費用及び家賃等を負担する者</p> <p>⑥市が実施する他の転居費用の助成等を受け, 又は受ける予定のない者</p>